

令和3年4月5日付けで公表した令和2年度
包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の
結果を参考として講じた措置の状況について

令和4年1月

宮崎県監査委員

1 包括外部監査の特定事件

農林水産事業の補助金等に関する財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

令和２年８月１７日から令和３年３月１７日までの間に、県の１４機関（９１の補助金等）について、監査を実施した。その結果、１２機関（６５の補助金等）の１０９件について、改善の措置を講ずるよう文書で通知を行った。

該当機関からの講じた措置の報告については、次のとおりである。

区 分	監査結果	講じた措置報告
指摘事項	３５	３５
監査の意見	７４	７４
計	１０９	１０９

措置状況一覧表

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
○ 環境森林部				
【環境森林課】				
1 公益社団法人宮崎県緑化推進機構支援事業補助金				
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について 本補助金は、公益社団法人宮崎県緑化推進機構の専務理事、事務局長、事務局次長の人件費及び旅費等のための補助金である。補助対象経費の具体的内容は、公益社団法人宮崎県緑化推進機構支援事業補助金交付要綱に規定されている。要綱の記載からは、職員の人件費及び旅費等が補助対象経費に含まれているのかが判然としない。 よって、職員への給与、賞与、旅費等が補助対象経費に含まれることを明示しておくべきである。	令和３年４月１日付けで要綱を一部改正し、機構職員の人件費及び旅費等が補助対象経費に含まれていることを明示した。	環境森林課	52
意見①	事業完了の確認について 年度末に行われている本事業が完了したことの確認調査において、補助金の対象となっている職員の勤務状況（日数や時間など）の確認はなされていない。 補助金が人件費及び旅費等のために交付されているのであれば、交付するにふさわしい実態の存在が必要不可欠である。したがって、本事業の完了の確認の際には、勤務日数や勤務時間等、対象職員の勤務の実態についての確認も行うべきである。	本補助金の対象となっている職員 の勤務日数や勤務時間、勤務の実態 について、確認作業を実施した。 今後も、事業完了の際には確認作 業を実施することとする。	環境森林課	53

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見②	補助金額の妥当性の検討の必要性について 本補助金額は、平成27年度及び平成28年度が7,645,000円であったものが、平成29年度から12,359,000円に増額され、その後は毎年度同額が交付され続けている。そして、それに合わせるかのように、公益社団法人宮崎県緑化推進機構の正味財産が平成29年度から毎年度増加し続けている。関係部局からは、この正味財産の増加は補助金の増額によるものではないとの説明があったものの、同機構の正味財産が増加し続けていることの把握が不十分であった。毎年度において、補助金交付申請を行う前には、同機構の正味財産額の増減等をふまえながら、補助金申請額が妥当であるか否かについて検討を行うべきである。	機構への補助金増額は、組織体制を強化するため常勤職員を1名増員したことが主な要因である。 また、正味財産の増加については、自主事業の規模縮小や中止により会費を財源とした支出が減ったことが主な要因である。 今後も、同機構の正味財産額の増減については、その内容を確認し、適切な法人運営について指導していくこととする。	環境森林課	53
2 分収林整備高度化事業補助金				
指摘事項①	収支決算の確認について 実績報告書に添付された収支決算書記載の支出金額の正確性について、特段確認するようなことは行われていない。 補助金交付先の会計帳簿等を閲覧する等の方法により、収支決算書に記載されている各支出金額が正確であるか否かを確認すべきである。	会計帳簿等の閲覧等により収支決算書記載の支出金額の正確性を確認することとした。	森林経営課	56

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見①	実績報告の添付資料について 分収林整備高度化事業補助金交付要綱第6条において、分収林植栽未済地対策事業の実施報告につき、別記様式第2号の実績報告書を提出することが定められている。実績報告書には、調査結果等の資料を添付することとされている。 しかし、分収林植栽未済地対策事業のうち、植栽未済地・未植栽地対策事業に関しては、調査対象件数・面積の地区ごとの一覧表に加えて調査対象すべての調査結果等を記した一覧表が添付されているのに対し、伐採予定地対策事業に関しては、調査対象件数・面積の地区ごとの一覧表のみが添付されているだけである。 これでは、伐採予定地対策事業につき、報告されている調査対象件数どおりの調査等が実際に実施されたかどうか把握できない。したがって、同事業についても、調査対象すべての調査結果等が分かる資料の添付を求めるべきである。	実績報告において、伐採予定地対策事業についても、調査対象すべての調査結果を記した一覧表の添付を求めることとした。	森林経営課	56
3 県営林立木売払に伴う分収交付金				
指摘事項①	売買契約書の記載について 立木の売買契約書の第1条（2）の「林産物の樹種、数量及び材積」の表内の材積の単位が「m³」ではなく、「m³3」となっている。売買契約書の材積の単位が誤っているので、速やかに訂正した書式を用いるべきである。	売買契約書の記載を修正した。	森林経営課	59

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見①	売買契約における売買の目的物の特定について 売買の目的物である立木の所在地が複数の土地にまたがっている場合、売買契約書では、その立木の所在地すべての地番は記載されることなく、代表地番を記載したうえで、例えば他に 9 筆の土地が対象となっている場合には「タ 9」という記載をするにとどまっている。また、契約書末尾に図面が添付されているが、県内のどの場所の土地を指しているのかが一見して分かりにくいものとなっている。 これでは、売買契約の目的物の特定性に欠けるので、立木の所在地のすべての地番を契約書の本文に記載するか、もしくはすべての地番が記載された物件目録を作成して契約書末尾に添付する等の方法により、売買の目的物である立木の所在地が、契約書を一見して特定できるように工夫すべきである。	売買目的物の所在のすべてを売買契約書に記載することとした。	森林経営課	59
【自然環境課】				
1 県単集落防災事業補助金（小林市、えびの市）				
意見①	実施要領の記載について 本補助事業では、事業計画の変更手続きについて、県単補助治山事業実施要領の第 7 に規定されている。届出に必要な書類につき「設計変更届（別記様式第 5 号）」と記載しなければならないところ、「設計変更（別記様式第 5 号）」と記載されており、「届」の文字が欠落している。 よって、事業実施要領の記載を速やかに是正すべきである。	令和 3 年 4 月 1 日付けで県単補助治山事業実施要領を一部改正し、実施要領第 7 条文中の「設計変更（別記様式第 5 号）」を「設計変更届（別記様式第 5 号）」に修正した。	自然環境課	61

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見②	事業採択申請における添付資料の整理について 本補助事業では、事業実施の採択申請について、事業実施要領の第４に規定され、県単集落防災事業を実施しようとする市町村長は、県単補助治山事業採択申請書に土地使用者、又は権利を有する者の土地使用等の承諾書を添付して知事に申請するものとされている。 そして、同申請書の様式によれば、事業実施計画書のほか、位置図及び見取図、事業計画及び概況写真が添付書類として定められている。 しかし、えびの市においては２つの工区での事業実施が申請されているものの、１工区のための図面しか添付されておらず、概況写真も１工区と２工区のいずれの写真であるかが不明である。 事業の実施が複数の工区にわたる場合には、添付書類がどの工区に該当するものであるのかが一見できるように、工区毎に整理して提出させることが望ましい。	令和３年度の事業採択から、事業の実施が複数の工区にわたる場合は、工区毎に整理して提出するよう市町村に対し指導を行い、申請書提出後は、県において、工区毎に必要な書類が整理してあるかチェックすることとした。	自然環境課	62

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見③	実績報告の提出期限の定めについて 本補助事業では、実績報告の提出期限につき、県単補助治山事業補助金交付要綱の第9条に、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までと規定されている。 しかし、本補助事業は、山地災害に対する保全事業であるため、緊急に事業を実施しなければならない事態が発生し、そのために事業完了が翌年度になってしまうことが容易に予測される。そのような場合、例えば、台風等の被害を防止するために緊急に10月頃に補助金の交付決定を受けた場合には、その事業が翌年の4月20日までに完了しなければ、当該事業の実績報告は、必然的に要綱に定められた提出期限を徒過してしまうことになる。 よって、本事業の実績報告の提出期限については、事業実施の緊急性や事業完了に相当期間を要するという本事業の性質を考慮した内容の規定に改正しておくべきである。	県単補助治山事業補助金交付要綱第9条文言については、年度内に事業完了が見込めず繰越となる事業において、要綱に示す実績報告の提出期限に間に合わないことから、この提出期日を繰り下げることができるよう関係各課と協議を行い、要綱を一部改正した。	自然環境課	63

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
2 県単集落防災事業補助金（宮崎市）				
指摘事項①	土地使用等の承諾書の様式について 県単補助治山事業実施要領は、その第 4 において、県単集落防災事業を実施しようとする市町村長は、県単補助治山事業採択申請書に土地所有者、又は権利を有する者の土地使用等の承諾書を添付して知事に申請するものとし、同承諾書を別記様式第 2 号として定めている。 しかし、宮崎市内之八重地区を対象とした本事業において添付されている承諾書は、同要領に別記様式第 2 号として定められているものではなく、他事業の実施要領（宮崎県治山事業実施要領）に定められている様式の承諾書であった。そして、その承諾書の内容は、本事業で用いられるべき別記様式第 2 号に比べ、土地所有者等が承諾すべき事項が多く、本事業の実施に必要な事項も含まれている。市の側からすれば、本事業の実施に必要な事項の承諾を得ることはできているので問題ないと考えられなくもないが、住民の側からすれば、必要のない事項についてまで承諾をしているという点で、権利を不必要に制限されてしまう結果に至っていると言える。 よって、土地使用等の承諾書は、本事業の実施要領に定められている別記様式第 2 号を用いるべきである。	令和 3 年度の事業採択から、土地使用等の承諾書は本事業の実施要領に定められている別記様式第 2 号を用いるよう市町村に対し指導した。	自然環境課	65

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項②	土地使用等の承諾書の記載について 宮崎市内之八重地区を対象とした本事業において添付されている土地使用の承諾書は、対象地籍の表の土地所有者及び権利者名の欄の記載を欠いていた。 対象地籍の土地所有者もしくは権利者から承諾の署名・押印を得ていることを明らかにするためには、対象地籍の土地所有者及び権利者名をあらかじめ記載しておく必要がある。したがって、対象地籍の表の土地所有者名及び権利者名は必ず記載しておかなければならない。	令和３年度の事業採択から、土地使用等の承諾書の土地所有者及び権利者名を必ず記載するよう市町村に対し指導を行い、県においても、承諾書が提出された際には、必要事項が記載されているかチェックするよう指導した。	自然環境課	65

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項③	実績報告の提出期限の徒過について 県単補助治山事業補助金交付要綱の第9条は、実績報告書の提出期限につき、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までと定めている。 しかし、実績報告書が提出されたのは、事業完了届が提出されてから30日以内ではあるが、完成検査が終了した日から起算すると30日を超えた後であった。そこで、「事業完了の日」を事業完了届が提出された日とするのか、工事の完成検査が終了した日とするのかという点が問題となる。 この点、内之八重地区における事業に関する事業完了届には、「下記のとおり完了しました」として、市による完成検査終了日が完成年月日として記載されている。また、尾谷地区及び山子地区における事業に関する事業完了届においても同様に、市による完成検査終了日が完成年月日として記載されているとともに、補助金交付請求書の事業完了年月日欄には、市による完成検査終了日が記載されている。そして、実質的に考えても、完成検査が終了したということは、その後に何らの工事が予定されていないことを意味していることからすれば、その時点で事業が完了したものと扱うべきである。 よって、実績報告書の提出が提出期限を徒過していると言わざるを得ず、交付要綱の定めに違反している。	実績報告書の提出期限について完成検査終了日が事業完了の日であることを認識し、補助金交付要綱第9条を遵守するよう市町村に対し指導した。	自然環境課	65

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
3 自然災害防止治山事業補助金（延岡市、椎葉村）				
意見①	実施要領の記載について 本補助事業では、事業計画の変更手続きについて、県単補助治山事業実施要領の第 7 に規定されている。届出に必要な書類につき「設計変更届（別記様式第 5 号）」と記載しなければならないところ、「設計変更（別記様式第 5 号）」と記載されており、「届」の文字が欠落している。 よって、事業実施要領の記載を速やかに是正すべきである。	令和 3 年 4 月 1 日付けで県単補助治山事業実施要領を一部改正し、実施要領第 7 条文中の「設計変更（別記様式第 5 号）」を「設計変更届（別記様式第 5 号）」に修正した。	自然環境課	68

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見②	実施要領に定められている事業の内容について 事業実施要領は、その別表において、自然災害防止治山事業の内容として、「治山施設（床固工、山腹工等）の新設」を定めるのみである。そして、「災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域に指定された林地等において発生した災害により2戸以上の人家、又は公共施設に直接被害を与える恐れがあると認められるもの」であることが事業の採択要件となっている。 しかし、このままでは、災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域内の治山施設につき、維持修繕及び改良の必要性が生じたとしても、それらの維持修繕及び改良の工事を本事業で実施することが出来ず、補助金の交付を受けることもできない。 そこで、本事業として、災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域内の治山施設の新設だけではなく、設置済みの同施設の維持修繕及び改良を行うことができるように、事業実施要領の別表の記載内容を変更することを検討すべきである。	令和3年4月1日付けで県単補助治山事業実施要領を一部改正し、災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域内にある治山施設の維持修繕及び改良についても県単集落防災事業により活用できるようにした。	自然環境課	68

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
4 自然災害防止治山事業補助金（綾町）				
指摘事項①	実績報告の提出期限の徒過について 県単補助治山事業補助金交付要綱第9条は、実績報告書の提出期限につき、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までと定めている。 しかし、実績報告書が提出されたのは、事業完成届が提出されてから30日以内ではあるが、完成検査が終了した日から起算すると30日を超えた後であった。そこで、「事業完了の日」を事業完成届が提出された日とするのか、工事の完成検査が終了した日とするのかという点が問題となる。 この点、本事業の事業完成届には、「下記のとおり完成したのでお届けする」として、町による完成検査終了日が完成年月日として記載されている。そして、実質的に考えても、完成検査が終了したということは、その後に何らの工事が予定されていないことを意味していることからすれば、その時点で事業が完了したものと扱うべきである。 よって、実績報告書の提出が提出期限を徒過していると言わざるを得ず、交付要綱の定めに違反している。	実績報告書の提出期限について完成検査終了日が事業完了の日であることを認識し、補助金交付要綱第9条を遵守するよう市町村に対し指導した。	自然環境課	70

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
5 山村集落定住環境緊急整備事業補助金				
指摘事項①	実施計画概要書の記載内容の誤りに ついて 本補助事業を実施しようとするときは、山村集落定住環境緊急整備事業実施要領の第3において、市町村長が、事業実施採択申請書に実施計画概要書及び全体計画図を添付して知事に提出するものと定められている。 そして、実施計画概要書には「集落の現況」として「土地の現状」を記載する欄が設けられ、その欄には、森林とその他の土地のそれぞれの面積、そしてそれぞれの割合を記載することになっているが、その割合とは事業実施予定の集落における森林とその他の土地の割合のことである。 しかし、諸塚村の松の平地区における事業について提出された実施計画概要書の「土地の現状」欄に記載されている森林とその他土地の割合は、事業実施予定の集落における割合ではなく、諸塚村全体の森林のうち当該集落の森林が占める割合、諸塚村全体の森林以外の土地のうち当該集落の森林以外の土地が占める割合である。 事業実施を採択する前に、記載内容の誤りを訂正させるべきである。	山村集落定住環境緊急整備事業は、令和2年度から暮らしを守る山村集落環境整備事業として取り組んでおり、令和3年度の事業採択から、実施計画概要書にある「土地の現状」欄について、事業実施予定の集落面積のうち、森林が占める割合、森林以外の土地が占める割合を記載するよう市町村に対し指導した。	自然環境課	72

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項②	変更申請に添付された設計書の記載内容について 本補助事業の事業計画の内容の変更については、県単補助治山事業変更承認申請書に変更前と変更後の内容を記載した事業計画書及び収支予算書、変更設計図書を添えて知事に提出しなければならない（県単補助治山事業補助金交付要綱第5条）。 そして、諸塚村の集落を対象として行われた事業において、事業計画の内容の変更申請が行われている。 しかし、当該事業実施の採択申請時の事業設計書には工事概要として「かご工 L = 7 7 m」との記載のみであったにもかかわらず、変更申請に添付されている事業設計書の工事概要の前回欄には、かご工だけでなく、掘削工、盛土工、残土処理工、排水施設工、路面工、取壊工という工事内容が追加されて列挙されている。「前回」とは変更前の工事概要のことを意味するはずであるから、変更申請に添付されている事業設計書の工事概要の前回欄には、当該事業が採択された際に申請していた工事内容、すなわち「かご工 L = 7 7 m」と記載すべきである。そのように記載しなければ、工事内容の変更の連続性を欠いてしまう。 変更申請の際には、事業が採択された際に申請していた工事内容を、変更前の工事内容としてそのまま正確に記載しておくべきである。	令和3年度の事業実施から、変更申請の際には、事業が採択された際に申請していた工事内容を、変更前の工事内容としてそのまま記載するよう市町村に対し指導した。	自然環境課	73

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見①	事業実施の採択要件について 本補助事業の実施については、事業実施要領の第3の2において、知事が審査することが規定されている。しかし、審査要件の②「事業の実施について地元関係者の意欲が高いこと」については、「地元関係者」というのが一体誰を指しているのかが不明瞭であるし、「意欲が高い」ことをどのように判断するのかについても基準も定かではない。もっとも、審査要件の⑤において「地域住民の意向が十分反映された事業内容であること」という要件が別途定められていることからすれば、この要件のみで地域の実情や意向に応じた事業が実施されることは十分に担保されると考えられる。 そこで、②の「事業の実施について地元関係者の意欲が高いこと」という要件は削除してもよいと考える。	令和3年4月1日付けで事業実施要領を一部改正し、第3の2における審査要件②の「事業の実施について地元関係者の意欲が高いこと」という要件を削除した。	自然環境課	74

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
6 有害鳥獣捕獲促進総合対策事業補助金				
意見①	収支計算表の金額の誤りについて 五ヶ瀬町の実績報告書に添付されている事業実績書及び収支精算書では、事業費額が1,494,000円と記載され、さらに収支精算書では、その内訳につき県からの補助金として747,000円、市町村費として747,000円であったことが記載されている。しかし、同じく添付されているシカ捕獲実績票によれば、県からの補助金が747,000円、市町村費として933,000円、事業費合計額が1,680,000円となっている。 収支精算書には、実績に応じた正確な金額を記載すべきである。	県及び市町村合同で開催した鳥獣行政担当者会議において、同事業補助金交付要綱等における実績報告書の作成について、事業主体である市町村に注意喚起した。 また、事務を所管する支庁・各農林振興局において、実績報告書と添付書類等に記載されている金額の突合について、複数の担当で確認するなどチェック体制を強化した。	自然環境課	78
意見②	補助金の交付先の要件について 有害鳥獣捕獲促進総合対策事業補助金交付要綱は、その第2条において、補助金の交付の対象となる者の要件を定めている。 しかし、同要綱は、その第1条において、その交付の対象先を市町村に限っている。交付の対象先を市町村に限っていることからすれば、第2条の定めは不要である。 もっとも、当該補助金は、同要綱に基づいて交付を受けた市町村からさらに協議会等に対して交付されることが予定されている。その協議会等に対して、第2条に定めている要件を課すという趣旨であるならば、そのことが明確になるように要綱の定めを改正すべきである。その際には、「鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業補助金交付要綱」の第1条及び第2条の規定が参考になるであろう。	市町村から補助金を交付する協議会等に対し、第2条に定める要件を課すことを明確にするため、要綱を一部改正した。	自然環境課	78

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見③	捕獲したシカの個体写真について 有害鳥獣捕獲促進総合対策事業実施要領の第4条は、捕獲の確認検査として、本事業に基づいてシカ及びイノシシを捕獲した各市町村の有害鳥獣対策協議会等に対し、捕獲したシカ及びイノシシの個体写真を市町村長に提出することを義務付けている。 そして、その個体写真を撮影する際には、写真で判別できる大きさのボード等に捕獲情報（整理番号、捕獲班名、捕獲者、捕獲日、性別）を記入して、そのボード等を一緒に撮影することとされている。しかし、ボード等に記載された捕獲情報が、撮影時の光の反射などにより読み取れない個体写真が散見される。 したがって、ボード等に記載された捕獲情報が読み取れるように個体写真を撮影するように、注意喚起をしておくことが必要である。	県及び市町村合同で開催した鳥獣行政担当者会議において、個体写真の作成の際に捕獲情報が読み取れるように撮影時の光の反射などについて注意するよう指導を行った。 個体写真の撮影の品質向上については、実施要領により市町村とも連携し捕獲者を指導するとともに、有害捕獲班の会合の場でも注意喚起することとした。	自然環境課	79

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
7	鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業補助金			
意見①	事業計画書及び事業実績書に添付されている位置図について 鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業補助金交付要綱は、本補助金の交付申請において用いる事業計画書と実績報告において用いる事業実績書、それぞれにおける添付書類として設置計画箇所もしくは設置個所を示した位置図の添付を求めている。鳥獣保護区等及びその周辺の農林地において野生鳥獣による農林作物等への被害を軽減するという本事業の目的からすれば、ここで添付が求められている位置図というのは、電気柵等の設置個所が鳥獣保護区等内もしくはその周辺であることが分かるものでなければならない。 しかし、添付されている位置図は、そのすべてが、単なる各町の全域図に電気柵等の設置位置を記しているだけのものであり、鳥獣保護区等の範囲がまったく記されていない。担当部課によれば、交付申請者から書類提出が行われた際に、担当者において鳥獣保護区等の範囲確認を行っているとのことであるが、上記の本事業の目的からすれば、鳥獣保護区等の範囲が明示されている位置図のみを、事業計画書や実績報告書の添付資料の位置図として取り扱うべきである。	当該位置図については宮崎県鳥獣保護区等位置図に位置を明記するように、県及び市町村合同で開催した鳥獣行政担当者会議において改めて周知を行った。 また、申請者から書類が提出された際に、位置図に鳥獣保護区等の範囲が明示されているか、市町村及び県においてチェックを行うこととした。	自然環境課	82

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
森林経営課				
2 コンテナ苗供給拡大体制整備事業補助金				
意見①	成果指標について 達成すべき成果指標として掲載しているコンテナ苗生産量は、県全体の目標生産量である。大がかりなコンテナ苗による植え付けは国の補助によって賄われ、当該県の補助金は生産量5万本未満の比較的小規模生産者を対象としている。この補助金によって、小規模事業者等がコンテナ苗生産意欲向上、経営の安定化が図られ、後継者や新規参入の定着が期待できる。 よって、この補助金の効果を正確に見極めるためには、補助対象となった苗木生産者がコンテナ苗を利用する目標値及び実績値で効果を測るべきと考える。	令和2年度より、補助対象となる苗木生産者が事業計画書の提出時に、コンテナ苗生産の目標生産量と当該年度に係る苗木生産の計画量を記載することとした。 実績値については、毎年5月に実施している生産量調査において確認することとし、目標値と実績の比較により、その効果を検証していくこととした。	森林経営課	85
3 水を貯え、災害に強い森林づくり事業補助金				
意見①	中期的な補助金の効果検証について 広葉樹が成長して公益的機能が早期回復されるかどうかは、長期的に樹木が成長しないとわからない。しかし、補助金の効果検証を行うために補助金等交付・支出先に樹木が定着するまで中期的な報告義務を課することが望まれる。	中期的な植栽木の生育状況の把握を行うため、補助対象事業者に対して、植栽の翌年及び5年目の樹木の活着や成長の状況について調査報告を求めることとした。	森林経営課	87

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
4 県単林道災害復旧事業補助金				
指摘事項①	県単林道災害復旧事業実施要領に基づく手続き 要領第3事業計画書（2）には、「事業計画書は、災害発生の日から30日までに西臼杵支庁及び農林振興局の長を経由して知事に提出するものとする。」と記載があるが、事業計画書の多くは30日までに提出されていなかった。県は、当年度発生災害以外は、災害があった翌年度5月に各市町村から要望を聴き、6月以降に市町村から事業計画書の提出を受け、市町村や管轄する振興局内の優先順位を考慮して補助金交付先を決定している。 したがって、県は要領どおり事業計画書を30日までに市町村より提出させるよう徹底すべきである。	令和3年3月29日付けで、災害発生から30日以内に、災害報告を提出するよう県単林道災害復旧事業実施要領の改正を行った。 また、事業計画書については、作成までに現場の測量や設計書の作成など、時間を要するため、別に通知する期日までに提出するよう改正を行った。	森林経営課	88

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
6 森林路網ストック活用緊急整備事業補助金				
意見①	目的達成するだけの費用負担であるか判断材料の検討 対象路網を整備する事によって経済効果は得られる想像は容易である。しかし、その経済効果に見合う補助金であるかどうかの検討はなされていない。例えば対象路網整備の耐用年数期間内に、木材輸送量増加や輸送コストの削減、林業作業者の労働短縮効果及び林業作業者の危険回避効果などの経済的效果が得られるか等の調査等により、路網整備の妥当性を検討する必要があるのではないかと解する。 林業作業者の労働短縮効果や危険回避効果など、改良においては、路網整備の妥当性を指標化し評価することについては、国の同様の事業においても行っておらず、その調査方法等も確立されていない。 しかしながら、国においては、これに代わるものとして、対象路線に係る森林の蓄積と今後見込まれる森林の成長量を改良効果指数（森林資源の持つポテンシャル量）として数値化し、一定の基準以上のものを補助金の対象とする方法を取っていることから、県も同様の指数により路網整備の妥当性を判断できるものと考えられる。	本事業の対象路線における整備の妥当性を「改良効果指数」で判断することとし、令和3年5月14日付けで、森林路網ストック活用緊急整備事業実施要領の事業計画書（別記様式1号）に改良効果指数を記載するように、様式を変更する要領の改正を行った。	森林経営課	91

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
○ 農政水産部				
【農政企画課】				
1 作業受託体制強化事業補助金				
意見①	申請書に添付すべき書類の省略について 中山間地域活性化対策事業費補助金交付要綱の第5条は、補助金等交付申請書に添付すべき書類を定めているが、そのうち、補助金交付要綱の第2条第3号に係る誓約書、すなわち、事業を実施する主体の構成員等が暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約する書面については、同条ただし書きにおいて、知事がその必要がないと認めたときは省略することができる」と定められている。 このただし書きがあると、交付要綱の形式上、知事の判断によって、暴力団若しくは暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を補助金の交付対象としてしまう可能性があることになる。 したがって、このただし書きは、削除することが望ましい。	交付要綱を改正し、ただし書きを削除することとした。	農政企画課	106
意見②	見積書の有効期限について 諸塚村からの補助金等交付申請書に添付されている見積書の中に、その見積有効期限が切れているものがあった。 見積額が変更となる可能性が無いにしても、あらためて有効期限内の見積書の添付を求めておくことが望ましい。	今後は、補助金等交付申請時に、有効期限内の見積書の添付を求めることとした。	農政企画課	107

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見③	実績報告書の添付書類について 本補助金の大半が機械類の整備（購入）を対象としたものであり、本補助金の支払いは精算払であるが、実績報告書に必ずしも領収証が添付されておらず、請求書や納品書に記載されている金額のみの確認にとどまっている。 精算払であれば、交付対象先が実際に支払った金額を確認して補助金の交付額を確定する必要があるから、領収証等実際に支払った金額が分かる資料提出を求めて、その金額を確認すべきである。	機械等が納品され、請求書によって支払義務額が確定した場合は、それをもって精算額とし、その上で市町村から事業主体に対する当該精算額にかかる補助金の交付をもって事業完了としている。したがって、引き続き、県が補助金の交付額を確定し、市町村に対して補助金を支払うにあたっては、実績報告に領収書の添付は求めず、市町村が実施主体に対して行った確認検査及び市町村の会計書類をもって支出額を確認することとした。	農政企画課	107
【農業連携推進課】				
1 みやざきブランド推進対策事業費補助金				
意見①	交付要綱の記載について みやざきブランド推進対策事業費補助金交付要綱の第1条において、本補助金の趣旨につき、「みやざきブランド対策を推進するため」に補助金を交付するものと定められているが、記載が抽象的であり、何を目的とした補助金であるのかが不明瞭である。 そこで、「特長ある商品づくり、信頼される産地づくり、安定的な取引づくりを柱とするみやざきブランド対策を推進するため」等のように、みやざきブランド対策の具体的内容が理解できるように、趣旨の記載につき、できる限り具体的な内容に改めることが望ましい。	令和3年4月1日付けで同補助金交付要綱の改正を行い、第1条における補助金の趣旨の記載について、補助の目的が具体的に理解できるよう「特徴ある商品づくり、信頼される産地づくり、安定的な取引づくりを柱とするみやざきブランド対策を推進するため」と変更した。	農業流通ブランド課	109

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
2 結ぶ6次化！農業新ビジネス拡大支援事業補助金				
意見①	実績報告の内容について 本補助金の補助対象は、「みやざき6次産業化サポートセンター」設置に要する経費であり、具体的には、同センターの職員の人件費等に充てられており、実績報告においては、各職員に対する支出明細の一覧表が添付されている。 しかし、同センターが実際に6次産業化に向けた支援活動を行い、その実績を上げている事実があって初めて、本補助金を交付し続ける必要性が認められると言える。 そこで、実績報告に際しては、各職員に対する支出明細だけでなく、同センターが行った支援活動の実績（相談対応件数、専門家の派遣件数、相談会の開催回数等）に関する報告も求めることが望ましい。	令和3年度より地域食資源高付加価値化推進事業において、みやざき6次産業化サポートセンターの設置に要する経費を補助対象としており、本事業実績報告書の添付書類として、同センターが実施した相談対応件数や専門家の派遣件数、相談会の開催件数等を記録した書類の提出を求めることとした。	農業流通ブランド課	110

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
3 植物防疫強化対策事業補助金				
意見①	交付申請における添付書類について 本補助事業は、一般社団法人食の安全分析センターに常務理事を通年で配置し、残留農薬分析体制の強化を図るため補助金を交付するものである。そして、同センターの定款によれば、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定するとされ（定款第24条第2項）、理事の報酬等は、社員総会の決議によって定めるとされている（定款第29条）。そうすると、本補助金額を決定するにおいては、同センターの社員総会において常務理事の報酬額が決議されていることが前提条件となる。しかし、本補助金の交付申請において、同センターの社員総会において常務理事の報酬額が決議されているにもかかわらず、本補助金の交付申請に際し、その決議の存在を示す資料等は添付されておらず、本補助金額決定の前提条件が満たされていることが客観的に明らかとされていない。 したがって、本補助金の交付申請をするにあたっては、常務理事の報酬額が決議されたことを内容とする同センターの社員総会の議事録を添付資料として提出すべきである。	今後は、当該補助金の交付申請に際しては、常務理事の報酬額が決議されたことを内容とする同センターの社員総会の議事録を添付させ、県は交付決定を行うに際し、その内容を確認することとした。	農業普及技術課	112

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見②	交付申請における添付書類について 本補助金の交付決定は令和元年4月1日になされているが、植物防疫強化対策事業補助金交付要綱第4条第2号において補助金等交付申請書に添付することが定められている納税証明書の発行日は、補助金の交付決定日より後の令和元年6月18日であった。 内規により遡及適用が認められているとのことであるが、交付申請に必要な書類はすべて、交付決定日以前に準備をして提出すべきである。	今後は、交付申請に際しては、交付申請日以前に発行された必要書類（納税証明書等）を添付させることとした。	農業普及技術課	112
意見③	履行確認の内容について 本補助事業の履行確認に際しては、常務理事の出勤や出張の状況の確認のみが行われている。しかし、食の安全分析センターの運営強化を図るために常務理事を配置し、そのために補助金の交付が行われているのであるから、補助金交付の必要性を判断するためにも、履行確認に際しては、実績報告書添付の事業実績書に記載されている事業の概要、例えば残留農薬分析件数や職員の研修会への参加回数等についても、関係資料等と照らし合わせて、その内容が正確であるかの確認を行うことが望ましい。	今後は、事業の履行確認に際しては、これまでの常務理事の状況確認に加え、事業内容として、残留農薬や機能性成分の分析件数やその内訳、ISOをはじめとする職員の研修会への参加状況など、分析証明書や出張復命書等を確認し、同センターの運営強化が図られたものかを確認することとした。	農業普及技術課	113

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
【農業経営支援課】				
1 宮崎県農業経営支援事業費補助金（農地利用集積推進対策事業）				
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について 本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農業経営支援事業費補助金交付要綱及び農地利用集積推進対策事業実施要領に規定されている。 これらには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱及び事業実施要領を見る限り、事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。 よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。 例えば、補助制度の趣旨を踏まえ、研修会開催や各地域への巡回指導に必要な、謝金、旅費、使用料賃借料、消耗品費等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。	事業実施要領を改正し、経費の用途を指定することで補助対象経費を具体化した。	農業担い手 対策課	114

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項②	実績報告書における事業費の確認の強化について 補助対象事業者から提出された「平成31年度補助事業実績報告書」に添付されている「平成31年度事業費の内訳」には補助金交付対象の事業費が記載されていた。 これらの事業費について、県へ、農業委員会等活動強化対策事業に要する経費に該当するか確認しているか、及び具体的な内容は何か質問したところ、そのような確認は行っていないとの回答を得た。 「平成31年度事業費の内訳」を閲覧する限り、これら事業費が農業委員会等活動強化対策事業に要する経費としてふさわしいか確認できず、補助対象経費として認められるのか判断できない。結果として、適切な補助金が交付されたのか疑念が生じかねない。 よって、県は、事業費の内訳として記載されている内容の確認を強化し、補助対象経費として認められるか否かを確認すべきである。	事業費の内訳と合わせ、詳細がわかる明細表の提出を求め、補助対象経費としてふさわしいか確認を行うこととした。	農業担い手対策課	115

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項③	消費税仕入税額控除の確認について 補助対象事業者から提出された「平成31年度補助事業実績報告書」を閲覧したところ、消費税込みの金額で補助金が交付されている。補助金額が消費税込みの金額となっている理由について、県へ質問したところ、補助対象事業者は簡易課税事業者であるため、消費税込みで補助金を交付しているとのことである。しかし、補助金の申請、交付決定等の文書を閲覧する限り、補助対象事業者が簡易課税事業者であることを確認できる文書はなかった。補助対象事業者が、消費税の課税事業者であり、消費税の仕入税額控除を受ける場合は補助金額から消費税相当額を控除する必要がある。これを踏まえると、補助対象事業者が課税事業者であるか否か等の確認は重要である。よって、県は、簡易課税事業者であることを確認した結果を文書として保管しておく必要がある。	簡易課税事業者であることを確認した結果の文書（税務署からの通知、農業会議が税務署に提出した確定申告書の写し）を保管することとした。	農業担い手 対策課	115

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見①	補助等効果の検討について 本補助事業については、成果指標は設定されていない。その理由は、当該補助金は職員の旅費や需用費など業務費が主であり、目標値を定めることが適当でないとのことであった。 補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。よって、県は、原則として成果指標の設定を検討することが望ましい。 本補助事業は、農業委員会等の活動強化を支援するものであるため、それらの達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。	事業実施要領を改正し、実績報告の際に各会議・研修の復命書や研修レポート等、事業実施による効果等が分かる資料を添付することとした。	農業担い手 対策課	116

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
2 宮崎県農業経営支援事業費補助金(農業法人強化トータルサポート事業(法人組織力・連携強化事業))				
指摘事項①	実績報告書における事業費の確認の強化について 本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、農業法人強化トータルサポート事業実施要領に規定されている。 実施要領における補助対象経費の区分は、旅費、謝金、手当、出展経費、通信運搬費、賃借料及び使用料、印刷製本費並びにその他の経費であり、その他の経費の具体的な内容は、「上記のほか事業を実施する上で必要となる経費（注）ただし、県と事前に協議し、承認を得たものに限る。」との記載がある。県へ、その他の経費の具体的な内容を把握するため県が承認した文書の提出を依頼したが、当該文書の提出はなかった。このため、その他の経費の具体的な内容は定められていない。 次に、補助対象事業者から提出された「平成31年度補助事業実績報告書」に添付されている「法人組織力・連携強化事業実施実績書」には補助金交付対象の事業費の内訳が記載されており、次のようなものがあった。これら事業費の区分は、実施要領に規定された区分の名称と一致しない。 上記事業費の区分と実施要領における補助対象経費の区分が不一致であるとともに、実施要領に規定されるその他の経費の具体的な内容は定められておらず、補助対象経費として認められるのか判断できない。結果として、適切な補助金が交付されたのか疑念が生じかねない。 よって、県は、実施要領における補	実績報告においては、要領上の区分に整理するよう指導し、その他の経費については事前協議した内容の文書を保管することとした。	農業担い手 対策課	117

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
	助対象経費の区分を前提として、事業費の内訳として記載されている内容の確認を強化し、補助対象経費として認められる場合は補助対象事業者を指導し区分の修正を行うとともに、補助対象経費として認められない場合は補助対象から除外するべきである。なお、上記事業費の区分を実施要領に規定されるその他の経費に含める場合は、当該内容について承認した文書を定め、保管し、補助対象経費の内容を具体化するべきである。			
意見①	補助等効果の検討について 本補助事業については、成果指標の設定がなく、目標値が設定されていない理由も明確でなかった。 補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。よって、県は、原則として成果指標の設定を検討することが望ましい。 本補助事業は、農業法人経営者のスキルアップを目指すものであるため、それらの達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。	研修会等の実施において、参加法人数に加え、事業効果が明らかになる指標を整理することとした。	農業担い手 対策課	118

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見②	補助期間終了時における事業に係る成果等の検証について 本補助事業は平成29年度から令和元年度の3年間を補助期間と定めて、事業が実施されている。県によれば、当該補助期間における成果や課題を踏まえて、令和2年度以降に同様の補助事業を継続するか、継続する場合は事業内容の修正等を行うか等を検討しているとのことである。 県へ、平成29年度から令和元年度の補助期間における本補助事業に係る成果や課題等を検証した文書の提出を依頼したが、該当する資料は無いとの回答を得た。このため、県としてどのような成果や課題が把握され、それが次年度以降の補助事業に活かされたのか不明瞭である。 補助事業の実施や継続に当たっては、当該事業の成果や課題等を把握した上で、県民にとって真に必要な補助事業の検討が必要であると考えられる。 よって、県は、特に補助期間が終了する事業については、当該事業の成果や課題等を把握し、その内容を文書として保存することが望ましい。	当事業を通じて農業法人等のスキルアップには繋がっているものであり、事業推進に際して、成果や課題等を明確に示し、文書として保存することとした。	農業担い手 対策課	118

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
3 「地域と創る」新たな農業参入雇用創出事業補助金				
意見①	補助期間終了時における事業に係る成果等の検証について 本補助事業は、他産業からの農業参入を促し、地域における雇用を創出することを趣旨として実施されている。補助期間は、令和元年度から令和3年度までの3年間である。 このため、農業に参入する法人数を成果指標として挙げている。 本補助事業の趣旨を踏まえると、最終的にはどれだけの雇用が創出されたかの観点が重要である。よって、県は、補助期間が終了した際には、農業に参入する法人数のみならず、結果としてどれほどの雇用創出に繋がったのかの検証を行うことが望ましい。 県にとって、雇用の創出は極めて重要性が高いことは言うまでもない。 県には、検証の結果を踏まえ、更なる効果の高い事業の検討及び実施を期待する。	雇用の創出の観点が重要であり、補助対象者に対しては、当事業活用後の実施状況報告において雇用状況を求めることとした。	農業担い手 対策課	120

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
5 宮崎県農業制度資金利子補給金等（過年度農業近代化資金）				
意見①	補助等効果の検討について 本補助事業については、成果指標は設定されていない。その理由は、事業の目的等が、借受者の金利負担の軽減、ひいては農業経営の改善等であるため、成果指標としての整理は困難とのことであった。 補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。よって、県は、原則として成果指標の設定を検討することが望ましい。 本補助事業は、低利な資金を融通し、農業経営の改善等を支援するものであるため、それらの達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。	長期かつ低利な資金を融通することをもって、借受者の返済や金利負担の軽減に直結し、経営の改善に寄与することは明らかであるが、限られた予算（融資枠）や貸付条件、異なる経営環境においては、包括的かつ前向きな目標設定は困難なため、定性的なモニタリング等のアプローチを含め、使途状況調査等の機会を捉えて、成果の把握方法や把握内容について関係機関との意見交換を行うこととした。	農業普及技術課	123

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
6 宮崎県農業制度資金利子補給金等（現年度）				
意見①	補助等効果の検討について 本補助事業については、成果指標は設定されていない。その理由は、事業の目的等が、借受者の金利負担の軽減、ひいては農業経営の改善等であるため、成果指標としての整理は困難とのことであった。 補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。よって、県は、原則として成果指標の設定を検討することが望ましい。 本補助事業は、低利な資金を融通し、農業経営の改善等を支援するものであるため、それらの達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。	長期かつ低利な資金を融通することをもって、借受者の返済や金利負担の軽減に直結し、経営の改善に寄与することは明らかであるが、限られた予算（融資枠）や貸付条件、異なる経営環境においては、包括的かつ前向きな目標設定は困難なため、定性的なモニタリング等のアプローチを含め、使途状況調査等の機会を捉えて、成果の把握方法や把握内容について関係機関との意見交換を行うこととした。	農業普及技術課	125

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
7 宮崎県経営体育成支援事業関係事業補助金				
指摘事項①	補助金申請の取下にかかる理由の明確化、及び交付決定の取消し手続きの実施について 補助対象となる経営体の数は、補助金の交付申請書では7経営体であったが、補助金額の交付額の確定に関する決裁文書では6経営体となっており、1経営体減少している。 この減少した理由については、同決裁文書に「取下げ」とのコメントが記載されている。 しかし、取下げの内容や理由については同決裁文書に記載されておらず、また、取下げの内容や理由について内容を確認できる文書は入手されていなかった。 補助金等の交付に関する規則第9条によれば、補助金交付の決定の取消し等についての規定がある。しかし、補助金交付決定の取消し等の手続きを行った文書は確認できなかった。 補助事業者が補助金申請の取下げを行った場合、補助金は交付されないため、補助対象事業者にとっては影響が大きい。 前述のとおり、本補助事業における取下げについては、取下げの内容や理由が決裁文書等で判断できず、このため、補助金等の交付に関する規則第9条による補助金交付の決定の取消し等に該当するかも判断できない。 よって、県は取下げの理由、根拠等を把握し、その内容を決裁文書等に記載しておく必要がある。また、補助金等の交付に関する規則第9条に該当する場合には、補助金交付決定の取消し等の手続きを実施する必要がある。	当事業は平成30年に発生した台風第25号による被害を受けたハウス等の修繕を目的とした被災農業者向け経営体育成支援事業であり、7経営体のうち1経営体が、共済保証金によりハウスの復旧を行うこととしたための取下げであり、補助金等の交付に関する規則第9条の2項（1）及び（2）の補助金交付決定の取消し等の手続きには該当しないと判断した。 なお、取下げの経緯等には文書を保存することとした。	農業担い手 対策課	126

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見①	補助事業実施に係る意思決定の明確化について 本補助事業は、平成30年10月に発生した竜巻被害に対する補助制度である。 県に対して、どのような災害が発生した場合に補助制度を構築するのかについて、明確な基準がないか質問したところ、災害の内容は事前に予測できず被災状況も様々であることから、明確な基準を事前に立てることは不可能であるとのことであった。 このため、県へ、本補助事業の補助対象となった平成30年10月に発生した竜巻被害に対して、なぜ本災害に補助することになったのか意思決定の経緯等が具体的に把握できる資料の提出を依頼したが、特段の資料の提出はなかった。 災害被災者に対する支援としての補助事業の必要性は認められる。しかし、なぜ平成30年10月に発生した竜巻被害に対して補助事業を構築することになったのか、政策決定のプロセスや理由等が不明確である。 よって、県は、今後も災害発生に伴う被災者支援を行う観点から、補助事業を実施する理由、根拠、政策決定のプロセス等を明確にしておくことが望ましい。	被災農業者支援について、H30.9月に発生した台風24号の被害に対して国被災事業が発動されたが、その後のH30.10月の台風25号による局地的な竜巻被害においては、地域が限定されたため、国被災事業が発動されなかった。このため、台風24号の被災農業者と同等の支援を行い、平等性を図る観点から知事特認事業を新設し、対応したもの。補助事業を実施する際には、その理由、根拠、政策決定等のプロセスを整理することとした。	農業担い手 対策課	127

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
8 宮崎県農業経営支援事業費補助金（みやざきの農を支える労働力安定確保促進事業）				
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について 本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農業経営支援事業費補助金交付要綱及びみやざきの農を支える労働力安定確保促進事業実施要領に規定されている。 これらには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱及び実施要領を見る限り、事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。 県によれば、国の補助事業を準用して補助対象経費を算定しており、補助金額の算定方法は明確であるとのことである。しかし、その準用する内容を示す具体的な文書は特段無く、結果として補助金額の具体的な算定方法は不明確であると判断せざるを得ない。 よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。 例えば、補助制度の趣旨を踏まえ、旅費、需用費、委託料、支払手数料等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。	当該事業は、令和２年度で終期の事業であるため、後継事業の補助金交付要綱、事業実施要領内に、補助対象となる経費の具体的な費目を規定した。	農業担い手 対策課	129

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見①	補助期間終了時における事業に係る成果等の検証について 本補助事業は、産地における雇用調整等を通じて、農業における労働力を確保する体制の構築することを趣旨として実施されている。補助期間は、平成30年度から令和2年度までの3年間である。このため、県は、援農者組織の数を成果指標として挙げている。 本補助事業の趣旨を踏まえると、最終的にはどれだけ雇用調整等を通じて労働力が確保されたのかの観点が必要である。よって、県は、補助期間が終了した際には、援農者組織の数のみならず、結果としてどれほどの労働力確保に繋がったのかの検証を行うことが望ましい。 県にとって、農業における労働力の確保は極めて重要性が高いことは言うまでもない。県には、検証の結果を踏まえ、更なる効果の高い事業の検討及び実施を期待する。	農業経営における労働力確保は喫緊の課題であり、成果指標として援農者組織数を挙げているが、その中身である援農者とのマッチング数についても把握に努め、労働力確保の効果を検証した。	農業担い手 対策課	130

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
9 植物防疫強化対策事業補助金				
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について 本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、植物防疫強化対策事業補助金交付要綱に規定されている。 これには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、協会及びセンターの運営に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定ができない。また、補助額は定額とあるが、定額の意味する内容、金額等は補助金交付要綱では明示されていない。このため、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。 よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。本補助金は実際には一般社団法人宮崎県植物防疫協会の事務局長の人件費に相当する経費に充てられている。したがって、人件費、法定福利費等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。また、定額については、その意味する内容、金額等を具体化する必要がある。	運用規程を策定し、補助対象経費として、人件費、法定福利費、賃借料、需用費等を明示するとともに、「定額」については、県予算を上限とするものであること、金額は別に示すことを明示した。	農業普及技術課	131

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見①	補助金額の妥当性の検討について 本補助金は、植物防疫協会が実施している事業の公益性等を前提として、同団体の運営に要する経費に対する補助である。 補助金の趣旨から考えると、植物防疫協会が実施する事業には公益性等が認められるが、独立採算で事業を実施することが厳しいことから、団体の運営に必要な経費を県が補助金として支出していると考えるのが自然である。すなわち、独立採算で事業が実施可能であれば、そもそも県は植物防疫協会の運営費に対しては補助金を支出しないはずである。 しかし、植物防疫協会の決算書を見ると、正味財産増減計算書では、平成30年度及び令和元年度ともに140万円程度の利益に相当する当期正味財産増減額が計上されている。すなわち、県は植物防疫協会の運営に必要な経費を上回る補助金を支出していると判断せざるを得ない。 よって、県は、本補助金について補助額の妥当性を再検討し、運営費へ補助する限りは真に必要な補助金額を算定し支出する必要がある。	協会の収入は、運営費に係る当該補助金、事業費に係る県補助金及び県委託費、農薬展示は設置事業に伴う農薬メーカーからの委託費並びに会費であり、支出は事務局職員3名の人件費を含む運営費及び事業費からなっており、継続的に大きな収益をあげる構造ではなく、協会運営のためには一定の繰越金が必要である。補助金の算定に際しては、これらの状況を踏まえ、適正な額を措置していく。	農業普及技術課	132

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見②	補助等効果の検討について 本補助事業については、達成すべき成果指標は農薬安全使用等研修会の開催とされている。県に対して、成果指標設定の根拠を質問したところ、実質的には人件費補助であるため、成果指標の設定は難しいとの回答を得た。 本補助事業は、団体に対する運営費補助であることから、団体の運営強化が図られることが事業実施の成果になると考えられる。 よって、県は、補助事業の目的に沿った成果指標を設定し、団体をモニタリングすることが望ましい。成果指標としては、団体の事業全般に関する計画の達成状況、補助金を差し引いた場合の収支比率等が考えられる。	多様化する病虫害や難防除病虫害に対応した効果的な防除(農薬使用)を推進することで、本県農業経営改善に繋げることが本事業の目的であるため、農薬安全使用等研修会の開催回数等に加え、「新規登録農薬実証展示試験農薬の栽培暦等への採用件数」を成果指標とした。	農業普及技術課	132

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
1 0 農地売買支援緊急対策事業費				
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について 本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、農地売買支援緊急対策事業費補助金交付要綱及び農地売買支援総合推進対策事業実施要領に規定されている。 これらには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、上記記載の各事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。 よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。本補助金は実際には公益社団法人宮崎県農業振興公社における役職員の人件費、事業実施に伴う旅費、需用費、使用料賃借料等の経費に充てられている。したがって、人件費、法定福利費、旅費、需用費、使用料賃借料等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。	補助金交付要綱を改正し、補助対象となる経費の具体的な費目を規定した。	農業担い手対策課	134

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項②	実績報告書における事業費の確認の強化について 補助対象事業者から提出された「平成31年度農地売買支援緊急対策事業費補助金実績報告書」に添付されている「平成31年度農地売買支援緊急対策事業実績書」には補助金交付対象の事業費が記載されており、県農業振興公社の役職員の人件費に相当する金額が記載されていた。 この事業費について、県へ、補助金による人件費の対象となっている職員の勤務日数、給与支給明細等の確認内容を質問したところ、詳細な確認は行っていないとの回答を得た。 「平成31年度農地売買支援緊急対策事業実績書」を閲覧する限り、具体的な給与の支給状況までは確認できず、補助対象経費として認められるのか判断できない。結果として、適切な補助金が交付されたのか疑念が生じかねない。よって、県は、事業費の内訳として記載されている内容の確認を強化し、補助対象経費として認められるか否かを確認すべきである。	事業費内訳と合わせ、詳細がわかる明細表の提出を求め、経費としてふさわしいか確認を行うこととした。	農業担い手対策課	135

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見①	補助事業のあり方等の検討について 本補助事業は、平成11年度から開始されており、終期の設定はされていない。 県農業振興公社の経営状況は、令和元年度は、1,214百万円の経常収益が計上されているものの経常費用は1,273百万円計上されており、当期経常増減額は59百万円の赤字である。 また、経常外増減も含めると、当期一般正味財産増減額は8百万円の赤字となっている。 この経営状況を踏まえると、県からの人件費等補助の合理性は一定程度あると考えられる。 一方で、1,214百万円もの経常収益を計上しながら、将来に亘り県が人件費を補助し続ける必要があるのか、補助金支出の妥当性を検討することも重要である。 よって、県は、県公社に対して経営力の強化、独立採算の検討を促すとともに、3年に1度等定期的に補助事業のあり方等を見直すことが望ましい。	公社の経営の改善については、継続して取り組むとともに、補助事業についても、事業に係る法令等の推移を見ながら、適宜見直しを実施していく。	農業担い手 対策課	136

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
【農産園芸課】				
1 集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業補助金 (果樹版集落営農組織強化支援事業のうち条件整備事業)				
意見①	実績報告後における補助対象設備等の活用状況把握について 本補助事業では、生産体制及び加工対応強化に必要な資材、機械等の導入が支援されており、令和元年度は設備等を補助対象として補助金が交付されている。 「令和元年度集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業実績報告書」によれば、これらの設備等は令和2年2月21日に納品がなされている。また、購入に係る調査は令和2年3月13日に実施されており、問題ない旨の報告がなされている。 しかし、実績報告及び購入に係る調査の段階では、補助対象の設備等は事実上稼働されておらず、その後の稼働状況を具体的に確認した書類は、本補助事業に関する簿冊の中には特段保管されていない。 設備等に対する補助金の交付については、当該設備等が活用されることで補助事業の目的に沿った成果が発現される。このため、補助金交付後における設備等の活用状況の把握は重要であると考えられる。 よって、県は、補助金交付後における設備等の活用状況を把握し、補助事業の目的に沿った成果を確認するとともに、その内容を文書として残しておくことが望ましい。	補助対象事業者に活用状況報告書の提出を求め、事業の成果を確認し、その内容を文書として保存することとした。	農産園芸課	138

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
2 新たに挑む！さといも日本一産地構築事業補助金				
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について 本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱に規定されている。 これには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。 県によれば、本補助事業は、緊急対策的な事業であり、補助対象経費を詳細には定めていないとのことである。しかし、補助対象経費が明確でないと補助金額の算定ができないはずである。 よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。例えば、本補助事業が緊急対策事業であり、事前に補助対象経費を具体化出来ないのであれば、事後的にでも補助対象経費を決定した内容、過程等を明確にする必要があると考えられる。	同様の事業に際し、補助金交付要綱に基づき運用を定め、運用の中に補助対象経費の具体的な科目等を記載することとした。	農産園芸課	140

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
3 施設園芸高生産技術推進事業補助金				
意見①	実績報告後における補助対象設備等の活用状況把握について 本補助事業の令和元年度における補助事業の内容は次のとおりである。 これらの補助対象設備等について、綾町に対する補助対象設備の調査は令和2年2月20日に、川南きゅうり組合に対する補助対象設備の調査は令和元年11月15日に実施されており、各々問題ない旨の報告がなされている。 しかし、実績報告及び購入に係る調査の段階では、補助対象の設備等は事実上稼働されておらず、その後の稼働状況を具体的に確認した書類は本補助事業に関する簿冊の中には特段保管されていない。設備等に対する補助金の交付については、当該設備等が活用されることで、補助事業の目的に沿った成果が発現される。 このため、補助金交付後における設備等の活用状況の把握は重要であると考えられる。 よって、県は、補助金交付後における設備等の活用状況を把握し、補助事業の目的に沿った成果を確認するとともに、その内容を文書として残しておくことが望ましい。	補助対象事業者に活用状況報告書の提出を求め、事業の成果を確認し、その内容を文書として保存することとした。	農産園芸課	142

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
4 水田高度利用産地育成支援事業補助金				
指摘事項①	消費税仕入税額控除の確認について 補助対象事業者であるえびの市農業再生協議会から提出された「補助事業実績報告書」を閲覧したところ、消費税込みの金額で補助金が交付されている。 補助金額が消費税込みの金額となっている理由について、県へ質問したところ、補助対象事業者は免税事業者であるため、消費税込みで補助金を交付しているとのことである。 しかし、補助金の申請、交付決定等の文書を閲覧する限り、補助対象事業者が免税事業者であることを示す文書はなかった。 補助対象事業者が消費税の課税事業者であり、消費税の仕入税額控除を受ける場合は補助金額から消費税相当額を控除する必要がある。これを踏まえると、補助対象事業者が課税事業者であるか否か等の確認は重要である。 本補助事業の補助対象事業者は、免税事業者であるとのことであるが、そのことを示す文書はない。よって、県は、免税事業者であることを確認した結果を文書として保管しておく必要がある。	補助事業対象者は、販売事業者ではないことを規約等で確認し、その結果を文書に記録した。	農産園芸課	144

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見①	実績報告後における補助対象設備等の活用状況把握について 本補助事業では、露地野菜等の高収益作物の導入による新たな輪作営農体系の実証や農業機械レンタルによる機械化体系の確立が支援されており、令和元年度は次の設備等が補助対象として補助金が交付されている。 えびの市から提出のあった「補助事業実績報告書」によれば、これらの設備等は令和2年3月13日に納品がなされている。また、購入に係る調査は令和2年3月27日に実施されており、問題ない旨の報告がなされている。 しかし、「補助事業実績報告書」によれば、補助対象となった設備等（歩行型玉ねぎ収穫機）を実際に利用する時期は5月1日～5月30日と記載されている。このため、購入に係る調査の段階では、補助対象の機械等は事実上稼働されておらず、その後の稼働状況を具体的に確認した書類は本補助事業に関する簿冊の中には特段保管されていない。 設備等に対する補助金の交付については、当該設備等が活用されることで、補助事業の目的に沿った成果が発現される。このため、補助金交付後における設備等の活用状況の把握は重要であると考えられる。 よって、県は、補助金交付後における設備等の活用状況を把握し、補助事業の目的に沿った成果を確認するとともに、その内容を文書として残しておくことが望ましい。	補助対象対象者から活用状況報告書の提出を求め、事業目的に沿った成果を確認し、文書として保存した。	農産園芸課	145

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
5 需要に応える宮崎米生産体制整備事業補助金				
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について 本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県産米改良協会補助金交付要綱に規定されている。 これには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、別表記載の各事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。 よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。本補助金は実際には宮崎県産米改良協会における職員の人件費、事業実施に伴う需用費、使用料賃借料等の経費に充てられている。したがって、人件費、法定福利費、需用費、使用料賃借料等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。	補助金交付要綱に基づき運用を定め、運用の中に補助対象経費の具体的な内容（人件費、需用費、使用料及び賃借料等）を記載した。	農産園芸課	147

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
6 宮崎水田農業構造改革推進事業（需給調整体制強化事業）費補助金				
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について 本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱に規定されている。 これには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、需給調整体制強化事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。 よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。本補助金は実際には宮崎県農業協同組合中央会における職員の人件費、並びに宮崎県農業協同組合中央会及び宮崎県農業再生協議会における事業実施に伴う需用費、旅費、通信運搬費等の経費に充てられている。したがって、人件費、法定福利費、需用費、旅費、通信運搬費等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。	補助金交付要綱に基づき運用を定め、運用の中に補助対象経費の具体的な内容（人件費、法定福利費、需用費、旅費、通信運搬費等）を記載した。	農産園芸課	149

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項②	実績報告書における事業費の確認の強化について 補助対象事業者である宮崎県農業再生協議会から提出された「平成31年度宮崎水田農業構造改革推進事業（需給調整体制強化事業）に係る県推進体制強化事業補助金実績報告書」を閲覧したところ、補助対象経費の内訳の一覧が添付されている。この一覧表を見ると、支出予定額の横に支出見込額との記載があり、この支出見込額を決算額として補助金額が確定されている。 一覧表を見る限り、支出見込額であり、実績額ではないと判断せざるを得ない。よって、県は、支出見込額が実績であるか確認を強化するとともに、補助対象事業者に対し支出実績額へ訂正を求めるべきである。	記載額が実績額であることを確認し、補助対象事業者から、表記を訂正した一覧表の再提出を受けた。	農産園芸課	150

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項③	消費税仕入税額控除の確認について 補助対象事業者である宮崎県農業再生協議会から提出された「実績報告書」を閲覧したところ、消費税込みの金額で補助金が交付されている。 補助金額が消費税込みの金額となっている理由について、県へ質問したところ、補助対象事業者は 免税事業者であるため、消費税込みで補助金を交付しているとのことである。 しかし、補助金の申請、交付決定等の文書を閲覧する限り、補助対象事業者が免税事業者であることを示す文書はなかった。 補助対象事業者が、消費税の課税事業者であり、消費税の仕入税額控除を受ける場合は補助金額から消費税相当額を控除する必要がある。これを踏まえると、補助対象事業者が課税事業者であるか否か等の確認は重要である。 本補助事業の補助対象事業者は、免税事業者であるとのことであるが、そのことを示す文書はない。よって、県は、免税事業者であることを確認した結果を文書として保管しておく必要がある。	補助対象事業者は、納税義務の発生しない任意団体であり、販売事業者ではないことを規約等で確認し、文書に記録した。	農産園芸課	150

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
7 野菜価格安定対策費補助金				
意見①	生産者に対する価格補填の実績調査について 本補助事業は、国の制度に基づき実施されており、補助金の最終的な受取人である生産者への支払はJAが実施している。 県へ、生産者に対する支払の実績について、内容を把握しているか質問を行ったところ、令和元年度までは特段把握していなかったが、令和2年度からは支払内容を調査する予定であるとのことである。 本補助事業は、国が指定する対象野菜の価格下落時に、生産者への価格補填により対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることが目的であるため、実際に生産者へ支払がされているかの確認は重要であると考ええる。 令和2年度から調査を予定されているとのことであるが、確実な実施を期待するとともに、調査の結果は文書として保存することが望ましい。なお、全ての生産者への調査は煩雑であるとも考えられるため、サンプルベースで調査を実施することも考えられる。	J A の調査を担当する他部署と連携して、サンプル調査を実施し、調査の結果を記録に残すこととした。	農産園芸課	152

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見②	補助等効果の検討について 本補助事業については、「指定野菜の価格下落時への価格補填のための造成資金を納入する事業であり、目標設定は行っていない」とのことである。 補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。このため、県は、原則として成果指標の設定を検討することが望ましい。 本補助事業は、国が指定する対象野菜の価格下落時に、生産者への価格補填により対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることが目的であるため、実際に対象野菜の生産及び出荷の安定が図られたか等の達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。	成果指標の設定内容や成果の把握内容・把握方法等について検討していく。	農産園芸課	152

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
8 みやざき野菜価格安定対策事業補助金				
意見①	生産者に対する価格補填の実績調査について 本補助事業は、県単独の補助事業であり、国の制度である野菜価格安定対策費補助金の要件を満たさない野菜が対象となり、具体的な対象野菜は県が指定している。補助金の最終的な受取人である生産者への支払は、国の制度と同様にJAが実施している。 県へ、生産者に対する支払の実績について、内容を把握しているか質問を行ったところ、令和元年度までは特段把握していなかったが、令和2年度からは支払内容を調査する予定であるとのことである。 本補助事業は、県が指定する対象野菜の価格下落時に、生産者への価格補填により対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることが目的であるため、実際に生産者へ支払がされているかの確認は重要であると考ええる。 令和2年度から調査を予定されているとのことであるが、確実な実施を期待するとともに、調査の結果は文書として保存することが望ましい。なお、全ての生産者への調査は煩雑であるとも考えられるため、サンプルベースで調査を実施することも考えられる。	JAの調査を担当する他部署と連携して、サンプル調査を実施し、調査の結果を記録に残すこととした。	農産園芸課	154

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見②	補助等効果の検討について 本補助事業については、「県の振興方針に沿った野菜で国の要件を満たさない野菜の価格下落時への価格補填のための造成資金を納入する事業であり、目標設定は行っていない」とのことである。 補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。このため、県は、原則として成果指標の設定を検討することが望ましい。 本補助事業は、県の振興方針に沿った野菜で国の要件を満たさない野菜の価格下落時に、生産者への価格補填により対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることが目的であるため、実際に対象野菜の生産及び出荷の安定が図られたか等の達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。	成果指標の設定内容や成果の把握内容・把握方法等について検討していく。	農産園芸課	154

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
9 農業用廃プラスチック適正処理推進事業補助金				
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について 本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱に規定されている。 これには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、要綱記載の各事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。 よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。 本補助金は、実際には宮崎県農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会の運営経費として、臨時職員人件費、会議費、需用費等に充てられている。したがって、人件費、法定福利費、賃借料、需用費等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。	補助金交付要綱を改正し、該当規定の別表に対象経費として、人件費、法定福利費、賃借料、需用費、施設整備費等を明示した。	農業普及技術課	156

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見①	補助等効果の検討について 本補助事業については、「事業内容が、農業用廃プラスチックの適正処理を推進することであるため、目標値を設定していない」とのことである。 補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。このため、県は、原則として成果指標の設定を検討することが望ましい。 本補助事業は、農業用廃プラスチックの適正処理・リサイクルの啓発等を通じて、農業者の適正処理に対する意識の向上、地域の排出処理体制の整備を目指すものであるため、それらの達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。	農業者の適正処理に対する意識向上、地域の排出処理体制の整備を目指すものとして、集積所の稼働数（維持または増加であること）を成果指標とした。	農業普及技術課	156

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
1 0 次世代果樹ブランド産地育成支援事業補助金				
意見①	実績報告書における事業費の確認の強化について 補助対象事業者から提出された「令和元年度次世代果樹ブランド産地育成支援事業（ライチ産地育成支援事業）補助事業実績報告書」には補助金交付対象の事業費が記載されている。 県に対して、補助対象とされた設備等について、履行確認のための現地調査を実施しているか質問したところ、現地調査は実施しているとのことである。しかし、現地調査を実施したことを示す文書は保存されていなかった。 本補助事業は、設備等が補助対象であり、事業の効果としてライチの生産体制の整備が期待されることから、補助対象とされた設備等の現地調査を行うことが重要であると考えられる。県によれば、現地調査を実施しているとのことであるが、そのことを示す文書はない。よって、県は、現地調査を実施した場合は、設備等の整備状況等を記載した文書を残すことが望ましい。	補助対象設備等の履行確認の現地調査は、担当振興局で実施し、文書を保管している。本課においても書類を保管することとした。	農産園芸課	158

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見②	実績報告後における補助対象設備等の活用状況把握について 本補助事業の実績報告書によると、補助対象設備等のうち補助事業の効果を検証するには時間を要するものがある。 県に対して、これらの内容について継続した調査を実施しているか質問したところ、補助対象事業者に対して追跡調査を行なっているとのことである。しかし、追跡調査を具体的に実施した文書は保存されていなかった。 設備等に対する補助金の交付については、当該設備等が活用されることで、補助事業の目的に沿った成果が発現される。このため、補助金交付後における機械等の活用状況の把握は重要であると考えられる。また、補助対象となった苗木の育成にも時間を要するため、成果の把握を行うためには、その後の継続調査は重要であると考えられる。 よって、県は、補助金交付後における設備等の活用状況、苗木の育成状況を把握し、補助事業の目的に沿った成果を確認するとともに、その内容を文書として残しておくことが望ましい。	補助対象事業者に活用状況報告書の提出を求め、事業の成果を確認し、その内容を文書として保存することとした。	農産園芸課	158

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
1 1 需要に対応した「みやざき茶」産地基盤強化事業補助金				
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について 本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱に規定されている。 これには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、生産者組織支援事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。 よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。本補助金は実際には宮崎県茶業協会における職員の人件費に充てられている。したがって、人件費、法定福利費等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。	補助金交付要綱に基づき運用を定め、運用の中に補助対象経費の具体的な内容（人件費、法定福利費等）を記載することとした。	農産園芸課	161

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
1 2 サツマイモ基腐病緊急対策推進事業補助金				
意見①	実績報告書における事業費の確認の強化について 「令和元年度補助事業実績報告書」には補助対象の事業費として、種いもの更新費用、苗の更新費用が記載されている。県に対して、これらの事業費に係る具体的な確認方法を質問したところ、生産者ごとに必要となる種いも代や苗代の金額把握を前提として、生産者が自己負担する部分、国が負担する部分、市町村が負担する部分等が細かに計算されており、それらを詳細に確認しているとのことである。しかし、事業費の計算プロセスを整理した書類、事業費計算のチェックマニュアル等は特段整備されていない。 本補助事業のように、事業費の計算について、詳細かつ複雑な計算を行う必要がある場合は、計算誤り等が発生してしまう可能性を否定できない。 よって、県は、正確な補助金計算を行うために、事業費の計算プロセスを整理した書類、事業費計算のチェックマニュアル等を整備し、補助金額の確認時に活用することが望ましい。	同様の事業に際し、正確な補助金計算を必要とする場合、事業費の計算プロセスを整理した書類、事業費計算のチェックマニュアル等を整備し、補助金額の確認時に活用することとした。	農産園芸課	162

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
1 4 革新的技術で拓く果樹産地ステップアップ支援事業補助金				
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について 本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱に規定されている。 これには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、上記記載の各事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。 よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。 本補助金は、実際には革新的技術の実証、生産体制の整備、販路拡大を行うための事業費を補助するものであるため、機器等購入費、需用費等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。	同様の事業に際し、補助金交付要綱に基づき運用を定め、運用の中に補助対象経費の具体的な内容（機器等購入費、需用費等）を記載することとした。	農産園芸課	166

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見①	補助期間終了時における事業に係る成果等の検証について 本補助事業は平成29年度から令和元年度の3年間を補助期間と定めて、事業が実施されている。 県へ、平成29年度から令和元年度の補助期間における本補助事業に係る成果や課題等の検証について質問したところ、補助対象とした各地域にヒアリングを行なって、成果及び課題の把握を行う予定であるとのことである。 補助事業の実施や継続に当たっては、当該事業の成果や課題等を把握した上で、県民にとって真に必要な補助事業の検討が必要であると考えられる。本補助事業では補助対象とした各地域にヒアリングを行うとのことであるが、確実な実施を期待するとともに、把握した成果や課題等は、文書として保存することが望ましい。	担当する振興局において地域のヒアリングを実施し、把握した成果や課題等は、文書として保存し、今後の施策に反映していく。	農産園芸課	167

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
1 5 スマート農業による働き方改革産地実証事業補助金				
意見①	審査会方式による補助事業者の決定について 本補助事業では、県は、補助対象事業者の選定に際し、事業案を一般公募により募集しているとともに、公募案の検討に際しては、審査会を設置し、当該審査会で内容を検討している。また、審査会の設置にあたっては、有識者も構成員とすることが規定されており、外部専門家からの視点も活かされていると考えられる。 本補助事業は、公募方式による補助対象事業者の募集、審査会の設置による補助対象事業者の選定を行うことで、公平性、透明性等を担保した上で、補助対象事業者が選定されることになり、優良な取組であると考えられる。 よって、県は本補助事業の取組内容を踏まえ、他の補助事業でも同様な取組ができないか検討することが望ましい。	本補助事業の内容や申請等について他課にも周知し、引き続き補助対象事業者の選定に当たっては、専門家や有識者等の意見を参考にするなど、公平性、透明性を担保した政策の推進に努めていく。	農産園芸課	169

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
1 6 「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業補助金				
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について 本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業補助金交付要綱に規定されている。当該規定に「受入パッケージ計画」作成事業に係る補助対象経費の内容が示されている。 これには、「受入パッケージ計画」の作成に要する経費について具体的な科目等の記載がないため、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。 よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。 「受入パッケージ計画」の作成とは、実際には移住者を受け入れる体制の計画であるため、需用費、委託料等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。	補助金交付要綱に基づき運用を定め、運用の中に補助対象経費の具体的な内容（需用費、委託料等）を記載することとした。	農産園芸課	171

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
【農村整備課】				
1 土地改良施設維持管理適正化事業補助金				
意見①	交付要綱への様式の添付について 土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付要綱第7条は、補助金等の交付に関する規則第11条に規定による報告につき、補助事業遂行状況報告書により当該年度の1月20日までに行うものとして定めている。しかし、同交付要綱には、補助事業遂行状況報告書の様式が何ら示されていない。そこで、同報告書の様式を交付要綱の末尾に添付しておくことが望ましい。	同交付要綱第7条の規程に基づく補助事業遂行状況報告書の様式は、補助金等の交付に関する規則別記様式第3号（第11条関係）を使用しているが、報告の具体的な内容を記載する添付書類について参考様式の作成を行った。	農村整備課	174
2 宮崎県単独土地改良事業補助金				
指摘事項①	補助事業者の要件について 宮崎県単独土地改良事業補助金交付要綱には、補助事業者の要件の定めがない。 しかし、補助金交付要綱は、補助金の交付先として公益法人である宮崎県土地改良事業団体連合会を含めている。 そうであれば、補助事業者の要件として、県税に未納がないこと、事業を実施する主体の構成員等が暴力団もしくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないことを課すべきである。 したがって、交付要綱に補助事業者の要件の定めを設けるべきである。	令和3年4月1日付けで同要綱の一部改正を行い、第2条（補助対象者）として補助事業者の要件を追記した。 また、県単事業の補助金申請に関するマニュアルを作成し、関係市町村等に対して改正内容と補助金申請事務に関する説明会（県担当者説明会（6月23日）、市町村説明会）を開催し、周知徹底した。	農村整備課	179

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項②	事業内容の変更の手続について 補助金等の交付に関する規則第10条第2項は、補助事業を遂行するにあたり、補助金等の交付の申請をする際に提出した事業計画書、収支予算書等の書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事に報告してその指示を受けなければならないとし、その変更が知事が別に定める範囲内の軽微なものである場合はこの限りではないとしている。 そして、知事の定める軽微な変更の範囲について、補助金交付要綱第6条は、「工事の新設、変更又は廃止」「工種別の事業量の30パーセントを超える増減」以外の変更であると定めている。 三股町で実施されたかんがい排水事業において、補助金の交付申請の段階では、100mの長さの水路工事（U字溝の設置）を計画していたものの、実績報告では64mの長さの水路工事（U字溝の設置）となっている。これは、30パーセントを超える事業量の減少であるから、あらかじめ知事に報告して指示を受けなければならない。しかし、その手続きを行っていない。 したがって、同規則及び補助金交付要綱の定めに違反している。	県単事業の補助金申請に関するマニュアルを作成し、関係市町村等に対する説明会を開催し周知を行った。 また、県単事業実施地区の補助金執行に関する進行管理表により執行状況の管理を行うとともに、事業主体に対して進捗状況や変更の有無等についての確認を徹底することとした。	農村整備課	180

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項③	提出書面の標題の誤りについて 補助金交付要綱第5条第1号は、事業計画の変更につき、補助金等の交付に関する規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、変更承認申請書に、変更前と変更後の内容を記載した事業計画書と収支予算書を添えて、知事に提出しなければならないと定める。 しかし、都城市で実施されたかんがい排水事業において、補助金交付要綱に基づいて変更申請がなされているものの、添付されているのは書類の表題が事業実績書と収支精算書であった。 単なる誤記であると思われるが、補助金交付要綱の定め反しており、このような場合には、改めて正しい表題に訂正した書面の提出を求めるべきである。	県単事業の補助金申請に関するマニュアルを作成し、関係市町村等に対する説明会を開催し周知を行うとともに、補助金申請書等の提出があった際には複数での確認を徹底することとした。	農村整備課	181

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項④	必要な添付書類を欠いていることについて 補助金交付要綱第5条第2号及び第3号は、前記（指摘事項③）に示しているとおり、事業計画の変更につき、補助金等の交付に関する規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、変更設計書及び変更設計図、事業計画変更について土地改良法に基づく同意のあったことを証する書面を添えて、知事に提出しなければならないと定める。 しかし、都城市で実施されたかんがい排水事業において、上記交付要綱に基づいて変更申請がなされているものの、変更設計書及び変更設計図、事業計画変更について土地改良法に基づく同意のあったことを証する書面の添付を欠いており、交付要綱の定めに反している。	令和3年4月1日付けで同要綱の一部改正を行い、第6条（旧第5条）（事業計画の変更）第1項に「ただし、第3号の書類は、知事が必要と認める場合とする。」とのただし書きを追記し、当初の事業計画において土地改良法に基づく同意が不要であれば、事業計画変更の場合の同意も当然不要であるので、これを証する書面の添付も必要はないことを明確にした。 このため、県単事業の補助金申請に関するマニュアルを作成し、関係市町村等に対して改正内容と補助金申請事務に関する説明会を開催し周知を行った。	農村整備課	181
意見①	完了調査の実施時期について 三股町で実施されたかんがい排水事業において、同町からの事業完了届が令和元年12月17日に提出されているが、事業の完了調査が行われたのは令和2年3月6日であり、完了届が提出された日から2か月以上もの期間が経過した後であった。 事業の完了調査を速やかに実施するように努めるべきである。	進行管理表により進捗状況の確認を複数で行うとともに、事業完了届が提出されたら速やか（30日以内）に完了調査を行うこととした。 なお、県単事業の補助金申請に関するマニュアルを作成し、関係市町村等に対する説明会を開催し周知を行った。	農村整備課	182

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見②	事業計画の変更期限の定めについて 宮崎県単独土地改良事業実施要領第6項は、事業計画の変更につき、計画変更承認申請の受理期間は、原則として補助金交付決定通知のあった日から当該会計年度の2月末日までとすると定めている。 しかし、都城市で実施されたかんがい排水事業における変更申請は、令和2年3月10日に提出されている。 事業実施要領は、あくまでも「原則として」当該年度の2月末日と定めているので、その期限を経過しても実施要領違反となるわけではないが、どのような場合に例外が認められるのかが明らかでなければ、2月末日までという期限の定めが有名無実化してしまう。 そこで、事業実施要領第6項に、例外要件を定めておくべきである。	同要領の一部改正を行い、第6条（事業計画の変更）第1項に「ただし、これによりがたい場合は別途協議すること。」のただし書きを追記し、やむを得ない理由により3月となる場合については協議を行うこととした。 また、県単事業の補助金申請に関するマニュアルを作成し、関係市町村等に対する説明会を開催し周知を行うとともに、進行管理表による進捗状況の確認を複数で行うこととした。	農村整備課	182

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
3 活力あるふるさとづくり事業補助金				
指摘事項①	収支決算書の決算額の誤りについて 児湯郡川南町川南原土地改良区における事業につき、補助金1,600,000円、土地改良区費2,400,000円の事業費合計4,000,000円の内容で補助金の交付決定を受けているものの、令和元年8月8日に行われた事業完了の確認調査の結果、その施工実績は事業費合計4,320,000円であり、差額の320,000円については土地改良区費が充てられていた。 しかし、実績報告書の提出に伴い添付された収支決算書に記載されていた決算額は、施工実績の金額ではなく、補助金交付決定時の金額のままであった。 よって、収支決算書の決算額には、施工実績の金額を記載すべきである。	県単事業の補助金申請に関するマニュアルを作成し、関係市町村等に対する説明会を開催し周知を行った。 また、補助金申請書等の提出があった際には複数での確認を徹底することとした。	農村整備課	185

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
4 小水力発電等農村地域導入支援事業補助金				
指摘事項①	調査概要表の記載の誤りについて 高千穂町畑中地区における当該事業につき、令和2年3月31日に事業執行調査が行われ、事業執行概要表が作成されているが、その補助金申請、交付決定にかかる年月日の記載、そして工事入札年月日の記載が、いずれも平成28年度の年月日が誤って記載されている。 誤った記載が無いように、調査確認を徹底すべきである。	事業執行概要表の補助金申請日、交付決定年月日及び工事入札年月日の正しい日付の確認を行った。 また、県単事業の補助金申請に関するマニュアルを作成するとともに、記載内容等については複数での確認を徹底することとした。	農村整備課	189
【水産政策課】				
1 漁業近代化資金利子補給金				
意見①	資金の使途の確認について 交付要綱によれば、その第7条に「当該資金をその目的以外の目的に使用したとき、（中略）、融資期間に対する利子補給を打ち切るものとする。」とあるが、県によれば、実際に資金を貸し付ける宮崎県信用漁業協同組合連合会がその資金使途を確認していることを前提としている、とのことであった。 しかし、上記要綱に資金の打ち切り要件として記載されている以上、県としても、その確認をする必要もあると考えられる。	漁業近代化資金制度運営要領の規定に基づき、融資機関において、借受者から徴求する事業完了報告により資金使途を確認しているところであり、要綱に定める利子補給打ち切り要件に該当する場合には、融資機関から報告を求めるなど、資金使途等を調査していく。	水産政策課	190

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見②	目標の設定について 県としては、漁業者等に借金を催促するような目標設定をすることは適切ではないとして目標の設定はしていない、とのことであった。 しかし、利子補給件数をその目的とすることは適当でなかったとしても、そもそも資金を融通する目的が、漁業者等の資本装備の高度化とその経営の近代化を推進することであれば、その資金によって、実際に漁業者が上記目的を達成し、所得向上を図ることができたかどうかにより、例えば、延滞や貸倒がなかったかどうかをその目標値とすることも、検討すべきであると考えられる。	漁業者等の資本装備の高度化とその経営の近代化を推進する指標として、延滞や貸倒がないことなどを目標値とすることについて検討していく。	水産政策課	191

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
2 漁業協同組合機能・基盤強化推進事業利子補給金				
意見①	補助期間と審査基準について 当該補助金については、県内の各漁協が信用事業を信用漁業協同組合連合会に事業譲渡した平成29年度から始まり、各漁協の体力が回復するまでには一定の期間が必要として、令和6年度までと、8事業年度にわたり続くことが想定されているが、その一方で、毎年、各漁協の財政状態及び経営成績について、県の審査基準に則り、経営改善に関する卒業判定を行っている。実際、平成30年度には北浦漁協に対する支援を中止し、令和元年度には南郷漁協が借入金を返済するなど、県内各漁協も徐々に体力をつけているところが出てきている。 それを踏まえると、当該補助金は当初より8事業年度を想定するのではなく、単年度の補助金とし、年度ごとに、どの漁協の支援を継続すべきなのかターゲットを絞ったうえで、適切な利子補給を行っていく制度設計とすべきではないかと考えられる。	利子補給に際しては、長期的視点に立って作成した改善計画に基づき、関係機関が協調することで、低利の末端金利を実現し、漁協経営を支援するものである。 このため、当事業は改善計画と表裏一体をなすものであり、また、漁協の経営状況（平均融資残高）に応じて年度毎に額の確定を行っているため、支援の継続については、毎年の審査会において十分検討していく。	水産政策課	194

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
5 宮崎のさかなビジネス拡大推進事業費補助金				
意見①	目標値の設定について 県によれば、当該補助金は毎年実施するPRイベント等の経費が主であるため、目標値を設定していないとのことであった。目標値の設定は、イベントの回数とすることや、別途、「お魚パスポート」というクーポンを発行し、県民に安価で魚料理を提供することを事業として行っているため、その「お魚パスポート」の発行部数とすることも有用であると考えられる。	イベントの回数など当該補助金の事業効果がわかりやすく示せる目標値の設定について検討していく。	水産政策課	198
6 産地一体型宮崎のさかな競争力強化総合支援事業費補助金				
意見①	単価を目標値とすることについて 当該補助金は、魚価の下支え及び水産物の付加価値向上を目的としているが、特に令和元年度のシイラやハモを中心に、目標値に対し、実績値との乖離が大きく見られる。担当者によれば、供給量によって価格が大幅に左右されることから乖離が大きくなったとのことであるが、自然要因により左右される値を目標値とすることには違和感がある。 宮崎県における魚ビジネスの拡大と定着化が目的であるのであれば、価格よりも出荷量などの人為的な数値を目標値とする方が、その実績との分析においても意味のある分析が可能であると考えられる。	後継事業においては、自然要因に左右されない人為的な数値を目標値とすることについて、検討していく。	水産政策課	200

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
7 MIYAZAKI CAVIAR世界ブランド確立支援事業費補助金				
意見①	補助金の選定過程について 当該補助金を支出する団体であるジャパンキャビア株式会社は、その設立経緯が、チョウザメ養殖のための生産組合が立ち上げた会社であり、他に、県内の金融機関の他、県内の生産業者も出資者として入っている。県によれば、宮崎県におけるキャビア養殖の柱を育てるために、県内の養殖業者の大半のキャビアを出荷している民間企業1社に対し補助金を支出しているとのことであった。 しかし、補助金という公益性の観点からすれば、宮崎県内には他のキャビア養殖業者も存在していることから、民間企業1社に対し補助金を支出するのではなく、適切な選定過程を経て補助金を交付すべきであると考えられる。宮崎県としては、このキャビア事業を世界に発信していく方針であることから、今後、新たな補助金の交付期間が始まった際には、上記公益性・平等性を検討すべきである。	同様の事業に際し、補助事業者の選定等に当たっては、公益性・平等性を踏まえて検討していく。	水産政策課	201

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
9 漁業共済事業補助金				
意見①	補助金の終期及び成果指標について 当該補助金は、昭和49年度から始まり、終期については設定されていない。担当者によれば、「赤潮は公害の一種である」との考え方のもと、漁業共済法に基づき制度設計された補助金である、とのことであったが、他方で、その公害の一種である赤潮の発生を防ぐ対策を考えていかなければ、当該補助金の終期を全く定められないままになってしまう。 県としても、持続的養殖生産確保法に基づく赤潮や酸素欠乏等の異常事態の防止等を目標とした漁場改善計画の策定を漁協へ指導し、当該計画を認定後、その履行を確認することや、水産試験場及び水産業普及指導員による漁場環境及び赤潮発生の監視、発生時の対策指導を行っているとのことであったが、それらの複合的な政策により、赤潮の発生やその前段階での対策指導についても、同様に成果指標にあげつつ、いかに赤潮の発生を防ぎ、それが赤潮特約の掛金の負担減少につながったかも合わせて検証していくと有用であると考ええる。	赤潮による被害を最小限に抑えるため、赤潮監視や前段階での対策指導等に取り組むとともに、赤潮が発生した際における被害を補填するため、当事業を実施しているところであるが、赤潮の発生は自然要因だけでなく、養殖業者の多寡や餌の量なども発生要因となることから、適切な成果指標の設定や成果の把握方法等について検討していく。	水産政策課	204

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
1 0 漁業経営指導対策事業費補助金				
意見①	成果指標について 当該補助金は、宮崎県内水面漁業協同組合連合会が、県内内水面漁協の指導・教育を行うために、その体制を整備するための補助金であるが、その成果目標は定められていない。 しかし、何ら成果指標を定められない定額の補助金についても、税金を財源とする県費を支出する以上は、その補助金によって、県民の生活に結び付く、どのような効果を上げようとしているかを明確にするべきであると考えられる。	内水面漁協の体質強化や水産資源の維持・増殖管理などの取組推進につながる成果目標の設定について検討していく。	水産政策課	206
【漁村振興課】				
2 栽培漁業促進強化事業費補助金				
意見①	事業実態と目標値との関係について 当該補助金の目的は、一般財団法人宮崎県水産振興協会の運営費に対し補助を行うことにより経営の安定化を図り、もって栽培漁業の振興に資することにあるとのことであったが、その成果指標は、放流用種苗生産尾数となっており、一見、補助金の目的とその成果指標に関連性がないように見受けられる。 担当者によれば、協会の経営の安定化により協会が行う事業を継続・安定的に行えるとの説明であったが、それならば、協会が行う事業の一つ一つについて個別に補助金対象事業とした方が、説明はしやすいのではないかと思料される。このような定額かつ終期のない補助金については、再度その在り方について検討すべきと考えられる。	当該協会の運営に係る補助金については、終期設定を行い、その在り方を検討していく。 また、補助金の目的に沿って、運営並びに事業全般に対する事業効果がわかりやすく示せる成果指標等のあり方について、検討していく。	水産政策課	209

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
3 未来へつなぐ漁業担い手育成総合対策事業費補助金				
意見①	補助事業と成果目標について 当該補助事業は、「漁業への着業支援」、「効率的な漁業への転換支援」、「漁業者への経営指導」という3つの目的に対して補助金が支出されている。しかし、その成果指標は、「漁業への着業支援」という目的に対する「新規就業者の確保」という1つの成果指標しか掲げられておらず、他の2つの目的に対する成果指標が設定されていない。 「効率的な漁業への転換支援」、 「漁業者への経営指導」という目的に対しては、新規就業者の確保という指標では測れない別の指標を作成し、それぞれの目的に対する適切な成果指標を定めて、毎年、その目標値と実績値との分析を行っていくことが有用である。	補助金の目的に沿って、事業全般に対する事業効果がわかりやすく示せる成果指標等のあり方について、検討していく。	水産政策課	210

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
【畜産振興課】				
1 みやざき畜産生産性向上対策事業補助金				
意見①	畜産マスター育成事業及び生産性向上普及・促進事業における費用負担のあり方について 畜産マスター育成事業に基づき開催された研修実績を確認したところ、対象者の所属先は宮崎県畜産試験場等の県出先機関だけでなく、JA宮崎経済連などの一般法人も含まれていた。当該事業は補助率が定額となっているが、予算内で実績額の全額を補助していた。 畜産マスターとは資格が付与されるものではなく呼び名であり、対象者に制限はない。また、高度な技術と指導力をもって県全体での畜産経営体の生産性向上を図る事業であるから、強制力を持って畜産マスターを育成させる事業ではない。したがって、県職員以外の民間人の研修費まで県が補助する必要があるのか、参加費など一部費用負担を求めるべきではないかと考える。	宮崎県畜産新生推進プランに基づき、収益性の高い畜産の構築に向けた「人材力の強化」の取組として、高度な技術力と経営管理指導力を備えた指導者（畜産マスター）を確保するための研修会や高度な技術力等を有する生産者を育成するための研修会を開催する事業であり、農家の生産性向上のためには、関係機関の指導者育成も重要であるため、費用負担も含め、事業のあり方について今後検討していく。	畜産振興課	214
5 宮崎型酪農競争力強化対策事業費補助金				
意見①	達成すべき成果指標について 令和2年度牛群検定加入を促す補助金であれば、牛群検定受検率や受検頭数も成果達成指標とし、補助金交付組合よりデータ収集すべきではないかと考える。	牛群検定への加入促進は生産性の向上や乳質改善を図る上で大切な観点であることから、必要なデータ収集を行い、事業効果の把握に努める。	畜産振興課	220

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
7 ブロイラー生産環境向上対策事業費補助金				
意見①	達成すべき成果指標について 当該補助金には達成すべき成果指標が設定されていない。当該補助金が家畜疾病の予防や衛生環境改善による家畜防疫の強化が目的であるならば、補助金交付先からの鶏の死亡率を把握し、それを達成すべき成果指標とすることが望まれる。	当事業による効果として、家畜疾病など危機事象の発生や季節の変動に左右されないブロイラー産業の構築を期待していることから、事業を活用した農家の年間事故率などバイオセキュリティの向上に繋がる指標の設定を検討していく。	畜産振興課	223
8 みやざき地頭鶏総合支援事業補助金				
意見①	補助事業の在り方と達成すべき成果指標について 素ひな供給羽数が年々減少している。またコロナ禍における飲食店供給量は減少していると思われる。そのため、達成すべき成果指標が実態にそぐわなくなっている可能性がある。当該補助事業の在り方について再検討が必要ではないかと考える。	後継事業においては、外食不振やコロナ禍による影響などみやざき地頭鶏における現状を把握した上で、農場での生産力強化と出口対策である販売力強化を支援し、達成すべき成果指標として、「生産性向上による出荷羽数」と設定した。	畜産振興課	225
10 肉用子牛価格安定資金造成費補助金				
意見①	補助対象経費について 当該補助金は補助金交付先事務局長の人件費（一部）のみを実績として報告している。 事業の性質上、当該職員のみが補助対象事業に従事しているとは考えにくいため、当該補助事業に関し、当該職員を含む、実際に業務に従事した者の実績に基づいて交付することが適切であると考ええる。	対象事業に従事している職員数名分の人件費を補助していることが明確になるよう、監査実施年度の補助事業実績報告から、従事者数及び各位に対する支払額が確認できる書類の添付を求めることとした。	畜産振興課	228

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
1 1 鶏卵経営安定対策事業費補助金				
意見①	達成すべき成果指標について 当該補助金には達成すべき成果指標が設定されていない。当該補助金が価格暴落時における積極的な生産調整への誘導を推進するためであれば、鶏卵生産者が経営安定対策事業に加入することで、県が必要充分と考える加入目標を達成すべき成果指標として持つべきと考える。	当該事業は国の実施する鶏卵生産者経営安定対策事業に対して、生産者が加入する価格差補填関連基金への積立金の一部助成であるとともに、生産者のセーフティーネットとして経営維持に大きく寄与していることから、今後関係機関と意見交換しながら検討していく。	畜産振興課	230
【家畜防疫対策課】				
1 全国のモデルとなる家畜防疫対策事業補助金				
意見①	成果指標の設定について 当該補助金は、口蹄疫等の発生阻止を目的として、水際及び地域段階における防疫体制の強化を目的としており、その重要性は十分に理解できるところであるが、その成果指標が、単に口蹄疫等の家畜伝染病が県内で発生を阻止することのみとされており、目標値0件に対し、実績値0件となっている。もちろん、家畜伝染病の発生を0件とすることは最重要の目標ではあるものの、それだけでは補助金を支出する際の成果指標として、その効果を多面的に測定することが弱いとも考えられる。 補助金の名称として“全国のモデルとなる”という名称を掲げているのであれば、例えば、宮崎県の取り組みに対する他県からの視察数や、他県で宮崎県と同様の取り組みが採択された件数、または、宮崎県の取り組みに対する県民の周知度合いを測るなど、様々な観点からの成果指標を掲げ、その効果を多面的に測定することも有用であると考えられる。	後継事業においては、消毒マット設置数や県内自衛防疫推進協議会における防疫研修実施数等により、事業成果を検証していくこととした。	家畜防疫対策課	235

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
2 宮崎県アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業補助金				
意見①	概算払いの理由について 当該補助金は、アジア圏で急激に蔓延しているアフリカ豚コレラ等に対し、宮崎県の畜産業を守るために緊急的に行われた事業であり、概算払いが行われているが、予算執行伺には、その概算払いの理由として“事業実施主体が財源を確保することが難しい可能性があるため”と記載されていた。 水際防疫対策の拡充のための緊急的な事業であることから概算払い自体を否定することはないが、その理由として“財源確保が難しい可能性がある”という理由には違和感がある。概算払いを行うからには、「緊急性が高く早急な補助金交付が必要なため」等のなぜ概算払いが必要であるかを明確にすべきである。	事業実施主体や緊急性等の状況を精査していくこととした。	家畜防疫対策課	237

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見②	当該事業の在り方について 当該補助金は、事業実施主体2社に対し一定額の補助が行われており、そのうち1社は補助金の額が、事業実施主体が支出した費用の一部にとどまっている。しかし、ワクチンや薬もなく、致死率が100%近くになるというアフリカ豚コレラの病気の特性から考えても、その発生を阻止し、宮崎の畜産を守るための対策の実施は、国や県が責任をもって行うべき事業であり、その費用を民間会社に負わせるべきものではないとも考えられる。 当該補助金は、補助金の支出という形ではなく、発生を阻止するための対策を国や県が策定し、それを民間会社に委託して実施してもらう形の方が、この緊急的な対策事業に、より適した形ではないかと考えられる。	後継事業においては、支出の在り方を見直し、委託事業として運用するなど改善を図った。	家畜防疫対策課	237

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
3 獣医師確保対策強化事業補助金				
意見①	補助金交付要領（貸倒となった際の負担）について 当該補助金のうち、公益社団法人宮崎県畜産協会に対するものは、獣医系大学生に対して、就学資金の貸与を行い、一定期間、本県職員獣医師として勤務すれば、その返還が免除されるものである。仮に、免除要件を満たさなくなった場合には、貸与を行った大学生から返還されることになるが、それでも返還をするほどの資力がなく、貸倒となるケースもありうると考えられる。 しかし、そのようなケースを想定した貸倒の負担関係について、補助金の交付要領で明確になっていない。県の担当者によれば、これまでに貸倒となったケースが発生していない、とのことであるが、資金貸与を行うのであれば、貸倒となった際の負担関係についても明文化しておくことが望ましい。	本事業には国の予算(獣医師養成確保修学資金貸与事業)が含まれており、国の実施規程の第4の9の規定に基づき畜産協会が定める「獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程細則」の連帯保証人及び修学資金の返還についての条項が適用されることを明確にしていく。	家畜防疫対策課	239

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見②	成果指標の設定について 当該補助金については、人事にかかわる部分が大きいという理由から、成果指標の設定が行われていない。 しかし、実際に県職員として就職するかどうかは、その就業者自体の職業選択に基づくものであることから、目標と実績を設定しにくかったとしても、当該補助金の目的は、 A. 獣医系大学生への修学資金の貸与等や、B. 大学生・既免許取得者へのP R活動等であることから、直接的・短期的に、その貸与件数や、P R活動の開催件数を目標と実績で測定していくことは容易であると考えられる。そのうえで、長期的な目標として、県職員獣医師の確保の人数を目標と実績で測定していくことが望ましい。	長期的には、本県の獣医師職員の定年退職者数や各家畜保健衛生所の業務量等から、年間に新たに確保すべき獣医師職員数を算定し目標としていく。	家畜防疫対策課	239

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
4 特定疾病清浄化推進対策事業費補助金				
意見①	成果指標の設定について 当該事業は、地域が主体となって実施する牛伝染性リンパ腫をはじめとする慢性疾病対策を補助するための事業であり、地域ごとに具体的な対策内容や進捗状況が異なるなか県全体の一元的な成果指標に基づき評価することは困難であることから、具体的な成果指標は設定されていない。しかし、県全体の一元的な成果指標が難しければ、地域ごとに細かな成果指標の設定も可能であると思料され、また、牛の頭数ではなく、検査を行った生産者数を成果指標とすることも可能であると思料される。単に成果指標の設定が難しいとするのではなく、様々な観点から成果指標の設定を目指すべきと考えられる。	同様の事業に際し、県全体や地域の状況を踏まえ、多角的な面から成果指標を検討していく。	家畜防疫対策課	240

